

家畜衛生だより

令和 2 年 7 月 第 6 号
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社) 千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL : 0475(52)4101
FAX : 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

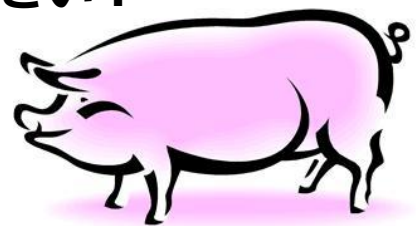
豚熱 (CSF) ワクチン 初回接種が終了しました

CSF発生を予防するため令和2年2月17日から実施
していましたワクチン接種について、7月2日に
初回の接種を終了しました。

今後は、繁殖豚や子豚への接種を継続しますが、
飼養衛生管理基準の遵守を引き続きお願いいたします。

- ☞農場周囲の柵に破れはないか
- ☞畜舎の防鳥ネットに破れはないか
- ☞農場内に餌はこぼれていないか
 - ☞農場周囲の草刈り
- ☞農場内外・出入り時の消毒徹底!!

自農場の豚に異常があった場合は速やかに
家畜保健衛生所に通報してください!



豚の様子がおかしいなと思ったら...

東部家畜保健衛生所 Tel 0475-52-4101 Fax0475-52-3335

夜間・休日は転送されます 必ず5回以上コールしてください



堆肥の生産、販売、譲渡のための届出は済んでいますか？



家畜ふんや堆肥は肥料取締法上、「特殊肥料」です。

無料、有料にかかわらず他者へ※販売、譲渡する際は、同法に基づき、届出が必要です。

届出を行わずに販売、譲渡を行うことは肥料取締法違反になります。

今般、無届で肥料(家畜ふん、堆肥ではない)を販売した疑いで、書類送検される事例がありました。

届出事項に変更が生じた際の変更届出もお忘れなく！

※全量を自家消費する場合は不要です。

★肥料取締法に関する問い合わせ、届出先：

千葉県農林総合研究センター 検査業務課 【電話：043-291-1875】

PED発生情報(33～37例目)

確定診断日	発生農場	症状
4/20 (33例目)	県北東部(約900頭飼養肥育農場)	肥育豚40頭泥状下痢
5/7 (34例目)	県北東部(約3,300頭飼養一貫農場)	哺乳豚150頭黄色水様性下痢,3頭死亡
5/8 (35例目)	県北東部(約4,400頭飼養繁殖農場)	哺乳豚90頭黄色水様性下痢,23頭死亡
5/14 (36例目)	県北東部(約4,700頭飼養一貫農場)	哺乳豚150頭黄色水様性下痢
6/15 (37例目)	県北東部(約4,300頭飼養一貫農場)	哺乳豚30頭黄色水様性下痢,5頭死亡

経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者

農林漁業者（個人・法人）

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	1,500万円

<補助の対象となる経費>

（単独申請の例）

① 経営継続に関する取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機会等の例



農薬散布用ドローン



野菜苗移植機



発情発見装置



果実等自動選別機



漁船用高機能無線機

「支援機関」が農林漁業者の申請や事業の実施をサポートします。

「支援機関」に指定される予定の機関

各農業協同組合 ※ J A 組合員は各農業協同組合へ御相談ください。
ちば農業経営相談協議会 ※ J A 組合員以外の農業者は下記まで御相談ください。

スケジュール (予定) ★申請受付開始 6月29日
★ちば農業経営相談協議会への申請確認締切 7月19日
★国 (全国農業会議所) への一次受付締切 7月29日
★採択通知 8~9月頃 ★実績報告期限 R3年1月末

<問い合わせ先> 各農業事務所へお問合せ下さい

千葉農業事務所	043-300-1985	山武農業事務所	0475-54-1122
東葛飾農業事務所	04-7143-4121	長生農業事務所	0475-22-1751
〃 (改良普及課)	04-7162-6151	夷隅農業事務所	0470-82-4956
印旛農業事務所	043-483-1129	安房農業事務所	0470-22-7131
香取農業事務所	0478-52-9192	君津農業事務所	0438-25-0107
海匝農業事務所	0479-62-0156		